

## 第 9 5 号議案

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例  
足立区住宅・建築物耐震助成条例（平成 2 1 年足立区条例第 2 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号及び第 1 0 号を次のように改める。

（ 9 ） 建替え工事 現存する旧耐震基準建築物を取り壊し、引き続き同一の敷地に同一の所有者が、現行の建築基準法に適合する同等程度規模の建築物を新築する工事をいう。

（ 1 0 ） 除却工事 現存する旧耐震基準建築物を取り壊し、除去する工事をいう。

第 3 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

（ 5 ） 現に自らの所有する住宅（共同住宅（階数が 3 以上で、かつ延べ床面積 1 0 0 0 m<sup>2</sup>以上のものを除く。）を含む。）として利用されている建築物であって、第 1 号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合において、次のいずれかに該当する建築物の建替え工事及び除却工事

ア 耐震診断の結果、技術指針別表第 1（一）又は（二）に該当した木造住宅

イ 耐震診断の結果、技術指針別表第 6（一）又は（二）に該当した非木造住宅

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 第 1 項第 5 号における建替え工事は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定による建設工事業の許可を受けた者（木造の

建築物にあつては、大工工事業の許可を受けた者を含む。)が実施したものに限る。

5 第1項第5号における除却工事は、建設業法第3条の規定による建設工事業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条の規定により解体工事業者の登録を受けた者が実施したものに限る。

第4条中「とする。ただし、耐震工事等に要した費用の額に規則で定める率を乗じて得た額及び規則で定める限度額を超えてはならない」を「に規則で定める率を乗じて得た額又は規則で定める限度額のいずれか低い方の額とする」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

用語の定義等規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。